○障害児相談支援給付費

基本部分			注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特別地域加算	注 地域生活支援拠点等機能強化加算
イ 障害児支援利用援助費	(1)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき2,201単位)	×99／100	×99／100 注 令和7年4月1日から適用	×95／100	＋15／100	1月につき500単位
	(2)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき2,101単位)					
	(3)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)	(1月につき2,016単位)					
	(4)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)	(1月につき1,866単位)					
	(5)障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,766単位)					
	(6)障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき815単位)					
ロ 継続障害児支援利用援助費	(1)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,896単位)					1月につき500単位
	(2)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき1,796単位)					
	(3)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)	(1月につき1,699単位)					
	(4)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)	(1月につき1,548単位)					
	(5)継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,448単位)					
	(6)継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき662単位)					

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)			
初回加算 (1月につき500単位を加算)	遠隔地訪問加算(注の面接月数に応じて算定) ＋300単位	注 新規に計画作成を行った場合であって、サービス等利用計画案の作成に一定の期間を要するなどの条件を満たす月について、その月数分の初回加算を重ねて算定	
主任相談支援専門員配置加算	イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ) (1月につき300単位を加算)		
	ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) (1月につき100単位を加算)		
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき300単位を加算)	遠隔地訪問加算(左記加算の算定回数に応じて算定) ＋300単位	
	ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき150単位を加算)		
退院・退所加算(3回を限度) (1回につき300単位を加算)	遠隔地訪問加算(左記加算の算定回数に応じて算定) ＋300単位	注 初回加算と選択することとし、併給不可	
保育・教育等移行支援加算(訪問、会議参加、情報提供それぞれで月1回を限度) (情報提供以外:1月につき300単位を加算) (情報提供:1月につき150単位を加算)	遠隔地訪問加算(左記加算の算定回数に応じて算定) ※訪問に限る ＋300単位	注1 基本報酬算定月は算定不可(情報提供除く) 注2 初回加算との併給不可	
医療・保育・教育機関等連携加算 (面談、情報提供(病院等、それ以外)はそれぞれで月1回、通院同行は月3回を限度) (面談(計画作成月):1月につき200単位を加算) (面談(モニタリング月):1月につき300単位を加算) (通院同行:1回につき300単位を加算) (情報提供:1回につき150単位を加算)	遠隔地訪問加算(左記加算の算定回数に応じて算定) ※面談、通院同行に限る ＋300単位	注 面談については、初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可	
集中支援加算 (訪問、会議開催、会議参加、情報提供(病院等、それ以外)はそれぞれで月1回、通院同行は月3回を限度) (訪問、会議開催、会議参加:1月につき300単位を加算) (通院同行:1回につき300単位を加算) (情報提供:1回につき150単位を加算)	遠隔地訪問加算(左記加算の算定回数に応じて算定) ※訪問、通院同行に限る ＋300単位	注1 基本報酬算定月は算定不可 注2 会議参加については入院時情報連携加算(Ⅰ)及び退院・退所加算と選択することとし、併給不可	
サービス担当者会議実施加算 (1月につき100単位を加算)		注 医療・保育・教育機関等連携加算のうち、面談との併給不可	
サービス提供時モニタリング加算 (1月につき100単位を加算)			
行動障害支援体制加算	イ 行動障害支援体制加算(Ⅰ) (1月につき60単位を加算)		
	ロ 行動障害支援体制加算(Ⅱ) (1月につき30単位を加算)		
要医療児者支援体制加算	イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ) (1月につき60単位を加算)		
	ロ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ) (1月につき30単位を加算)		
精神障害者支援体制加算	イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ) (1月につき60単位を加算)		
	ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ) (1月につき30単位を加算)		
高次脳機能障害支援体制加算	イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ) (1月につき60単位を加算)		
	ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ) (1月につき30単位を加算)		
ピアサポート体制加算 (1月につき100単位を加算)			
地域生活支援拠点等相談強化加算 (月4回を限度) (1回につき700単位を加算)			
地域体制強化共同支援加算 (月1回を限度) (1回につき2,000単位を加算)			